

<p>制限外^{けん}牽引の許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 申請者 氏名</p>					
申請者の免許の種類		免許証番号			
けん 牽引する自動車	種類	番号標に表示さ れている番号			
けん 牽引される車両	種類	台 数	台		
けん 牽引の全長	m		運搬品名		
けん 牽引の方法					
けん 牽引の年月日時	年 月 日 時から 年 月 日 時まで				
けん 牽引の経路	出発地	経由地	目的地		
	通行する道路				
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">制限外^{けん}牽引許可証</p> <p>上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">条 件</td> <td style="width: 300px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県公安委員会 印</p>				条 件	
条 件					

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県公安委員会に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県公安委員会、窓口は交通規制課となります。）この処分の日の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。